

核兵器廃絶の実現を求める意見書

2017年7月、核兵器を違法とする初めての国際条約「核兵器禁止条約」が122カ国（国連加盟国の約3分の2の国）の賛同を得て採択されました。その後、この運動を世界諸国に推進してきた国際的なNGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）にノーベル平和賞が贈られるなど核兵器を禁止・廃絶への世論が大きく広がっています。

この条約は、その前文で「ヒバクシャ」の苦難に言及し、非人道性を訴え続けた活動に最大の敬意を表するとともに、条文では、加盟国に開発・保有・実験・移転・使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の発効に向けて、現在60カ国が調印し、批准は14カ国です。この条約を発効するには50カ国の批准の90日後となっています。

唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っていると考えます。

播磨町は、世界の恒久平和を願うため1982年3月21日の「平和のためのヒロシマ行動」で採択された「ヒロシマ・アピール」に賛同し、同年に「核兵器廃絶のまち」とすることを宣言しています。

日本政府は、核兵器保有国と共に核兵器禁止条約に署名・批准することや、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に行う等、関係各国に対話と行動を促すことで、核兵器禁止条約の実効的な発効を目指し、一日も早い核兵器の廃絶を実現するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

兵庫県播磨町議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様